

# 美木多小学校いじめ防止対策基本方針

## 1. いじめに対する基本認識

- いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得るという認識を持つ。
- 美木多小学校ではいじめを絶対に許さない。
- 美木多小学校の教職員は、いじめ問題に対して、組織的に取り組む。
  - ・ いじめられた子にできる限りの支援をし、絶対に守り通す
  - ・ いじめた子へは毅然とした対応と粘り強い指導に取り組む
  - ・ 何よりもいじめが起きにくい学級、集団づくりをめざす

## 2. 未然防止に向けて

### ① 子どもたちの主体的ないじめ防止活動の推進

- 児童生徒の社会性の育成
  - ・ なかよし活動
  - ・ 委員会活動の充実
- 望ましい集団づくり（互いの人格を尊重し一人ひとりが活躍できる場）
  - ・ 係活動
  - ・ 当番活動
  - ・ グループワークトレーニング
- コミュニケーション能力の育成
  - ・ 話し合い活動を取り入れた授業
- 集団力を高めるために行う学級活動
  - ・ みんなあそび
  - ・ クラスレクリエーション
- 規範意識を高め、人権意識、感覚の醸成
  - ・ 美木多スタンダードの徹底
  - ・ 道徳、特別活動の充実
  - ・ 障害者理解教育

### ② いじめを防ぐための体制づくり

- 児童理解のために
  - ・ 保護者への相談体制
  - ・ 子ども支援委員会
  - ・ 研修の充実
- 人権尊重の姿勢、発達障害への理解
  - ・ 研修の充実
  - ・ 子ども支援委員会（配慮を要する児童への日常的な適切な支援について情報共有）
  - ・ 特に配慮を要する児童への日常的な適切な支援とともに他の児童への指導と支えあう集団づくり
- 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言を否定する姿勢
  - ・ 職員研修
- いじめ問題に対する意識把握
  - ・ いじめチェックシートの活用
- 関係諸機関との連携

- いじめに対する相談体制の整備

### 3. **早期発見**

- 早期発見のための手立て（児童理解と指導観察）
  - ・ いじめアンケートの実施（6月，11月，2月）
  - ・ 保護者との情報共有
  - ・ 給食時間の活用（児童と一緒に給食を食べる）
  - ・ 保健室の利用（悩みの相談場所として）
- いじめを見抜く力の向上
  - ・ 子どもと向き合う時間の確保
  - ・ 児童理解のための研修の充実
  - ・ けんかやふざけあいに見える行為であっても，子どもどうしの人間関係など背景にある事情をしっかりと把握し，いじめに該当するか否かを判断する
- チーム力の向上
  - ・ 縦と横のつながり
  - ・ 報連相の徹底 いじめと思われる事象に関する情報は必ず報告
- 定期的な教育相談
  - ・ 個別面談実施期間の設定

### 4. **いじめに対する措置，対応**

- 組織で対応
  - ・ いじめを発見した場合は，担任が1人で抱え込まず，すぐに連絡・相談をし，組織で対応することが「いじめ防止対策推進法」の規定であることを認識し，「報連相」と組織での対応を徹底する  
→いじめ対応緊急委員会の設置→全職員で情報を共有し，組織で対応
  - ・ 担任⇒学年⇒管理職⇒いじめ対応緊急委員会
- いじめられた子や保護者の立場に立ち，詳細な事実確認
- 被害児童への対応
  - ・ 教育相談
  - ・ 家庭訪問
  - ・ 放課後登校
  - ・ 別室指導
  - ・ スクールカウンセリング
  - ・ 以下の要件が「いじめ解消」ととらえ，「いじめが解消する」まで，ていねいなきめ細やかな事後指導を継続する
    - ①単に謝罪をもって，解消とせず，いじめに係る行為が少なくとも3月以上，止んでいる
    - ②被害児童が心身の苦痛を感じていない
- 加害児童への指導（行為の善悪をしっかりと認識させ，反省，謝罪させる）
  - ・ 教育相談
  - ・ 家庭訪問
  - ・ スクールカウンセリング
- 保護者との協力
  - ・ 保護者面談
  - ・ 家庭訪問
  - ・ 保護者会
- 集団への指導

- ・ 学級指導
- ・ 学年集会
- ・ 全校集会
- 事後の指導
  - ・ いじめられた子が落ち着いて教育を受けることができる環境づくり
  - ・ 再発防止のための指導，見守り
- 関係諸機関との連携
  - ・ スクールカウンセラー
  - ・ 教育委員会
  - ・ 子ども相談所，
- 校長は事実に基づき，子ども，保護者に説明責任を果たす

## 5. **校内いじめ対策委員会の設置**

### ① いじめ対策委員会（常設）

- メンバー
  - ・ 校長，教頭，教務，生徒指導担当，学年代表
- 実施時期と回数
  - ・ 各学期に1回（いじめアンケートの後）
- 具体的な委員会の役割と活動
  - ・ いじめアンケートの分析，情報交換

### ② いじめ対応緊急委員会

- メンバー
  - ・ 校長，教頭，教務，生徒指導担当，担任，該当学年主任，養護教諭
- 実施時期と回数
  - ・ 問題発見次第，即時，必要に応じて
- 具体的な委員会の役割と活動
  - ・ いじめを発見・通報を受けた教職員は，直ちに「いじめ対応緊急委員会」に報告し，情報と問題を共有。
  - ・ 管理職は，事実確認，情報収集，連絡等の役割を分担し，指示。
  - ・ 事実確認は，個別に行う
  - ・ 被害児童へのケア，加害児童への指導方法の検討
  - ・ 子どもから情報より早く学校から保護者への連絡（電話でなく，直接会って話をする）
  - ・ 学年，学校としての指導の方向性の決定
  - ・ 関係諸機関への連絡
  - ・ 記録と次年度以降への引き継ぎ

### ③ 重大事態への対処

- 重大事態の認識後，教育委員会に報告
- 児童や保護者からいじめによる重大な被害が生じたという申し立てがあった時点で，重大事態とらえ，調査・報告にあたる

## 6. **いじめ防止や対応のための校内研修**

- 年一回は必ず行い，必要に応じて随時実施

## 7. **ネット上のトラブル対応**

- 防止のための教育活動
  - ・ いじめネットプログラム
  - ・ 携帯電話教室（携帯電話会社との連携）
  - ・ 情報教育（メディアリテラシーの向上）
- 子どもの相談体制
  - ・ 子どもが安心して相談できる教師，親である必要性（インターネット・SNSなどを理解するための研修）

- 対応, 処置 (関係諸機関との連携)

## 8. いじめ防止対策における留意事項

- いじめを疑われる行為を発見した場合は, その場でその行為を止める
- いじめを知らせた子への安全は十分確保する
- 傍観者への対応
  - ・ 自分の問題として捉えさせる
  - ・ いじめを止めることはできなくても, 知らせる勇気をもつよう指導する
- 観衆への対応
  - ・ いじめをはやしたてるなどの行為は, いじめに加担する行為であると理解させる
- いじめ防止対策に係る学校評価を設定し, その評価結果をふまえ, 改善に取り組む。